平成２７年（フ）第４６７号
北九州市八幡西区茶屋の原４丁目21番４号（アイボリーⅠ―202）
債務者　清水　一心
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目24番17号
債務者　古城小百合
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目24番17号
債務者　古城　　舞
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０１号
神奈川県小田原市**蓮**正寺901番地の１　オークスＥ405号
債務者　加賀田よしみ
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０２号
神奈川県小田原市**蓮**正寺901番地の１　オークスＥ405号
債務者　加賀田佳枝（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７７号
山口県周南市扇町２番９―203号
債務者　武田　君子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２１５号
岐阜県羽島郡笠松町長池610番地
債務者　横川　重夫
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９０号
岐阜市南鶉７丁目43番地　（シャルマンＦＡ201号室）
債務者　福田紗弥佳
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３号
岐阜県飛騨市神岡町殿1081番地17　Ａ棟505号
債務者　牛丸　僚子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１２３３号
名古屋市中区新栄２丁目９番５号　新栄アネックス601号
債務者　山崎　美保
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１６号
名古屋市緑区大高町字北平部１番地の66　県営北平部住宅807号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字中本坪11番地の11
債務者　濵嶋　　林
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４号
滋賀県長浜市泉町219番地
債務者　萩永　道夫
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
兵庫県伊丹市荻野４―76―１　ラポールⅢ101号、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉中４丁目16番12号
債務者　市川　和敏
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
兵庫県宝塚市中筋山手２丁目10番15号
債務者　蘆田　有紀
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
神戸市兵庫区会下山町３丁目８番10―209号、申立時の住所兵庫県姫路市町坪393番地３
債務者　高見　明功
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３００号
兵庫県赤穂市黒崎町131番地　レオパレス赤穂104
債務者　菊月　行時
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５４号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番３―308号
債務者　阿部　暁夫（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　神戸地方裁判所姫路支部